



2019年3月26日

各 位

会社名 神 栄 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小野 耕司
(コード番号3004 東証1部)
問合せ先 執行役員 経営戦略部長 中西 徹
(TEL. 078-392-6911)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、2019年1月22日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて公表しましたとおり、同日付にて、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,200万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

その後、2019年1月28日に金融庁長官から課徴金についての審判手続開始決定通知書を受領しましたので、1月31日付にて課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したところ、3月25日付にて金融庁長官から1,200万円の課徴金納付命令の決定を受け、本日、その送達を受けましたのでお知らせいたします。

なお、本件課徴金につきましては、2019年3月期決算において特別損失として計上する予定であり、2019年1月31日に公表しました通期連結業績予想に織り込んでおります。

当社は、課徴金納付命令の決定が行われたことを真摯に受け止め、引き続き、当社グループ一丸となり再発防止策の実施を徹底していくことで、信頼回復に全力で努めてまいります。

株主・投資家や取引先の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上